

## 平成 15 年第 4 回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																	
◎予算 (10件)  総務局	平成 15 年度三重県一般会計補正予算 (第 5 号)  平成 15 年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)  平成 15 年度三重県小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算 (第 1 号)  平成 15 年度三重県中央卸市場事業特別会計補正予算 (第 2 号)  平成 15 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算 (第 2 号)  平成 15 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)  平成 15 年度三重県水道事業会計補正予算 (第 2 号)  平成 15 年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)  平成 15 年度三重県電気事業会計補正予算 (第 2 号)  平成 15 年度三重県病院事業会計補正予算 (第 3 号)	<table border="1" data-bbox="762 477 1437 734"> <tr> <td>予 算</td> <td>10 件</td> <td rowspan="5">} 議案 44 件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>16 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>18 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>14 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>12 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p>	予 算	10 件	} 議案 44 件	条 例 案	16 件	その他議案	18 件	報 告	14 件	認 定	12 件	提 出	1 件		計	71 件	
予 算	10 件	} 議案 44 件																	
条 例 案	16 件																		
その他議案	18 件																		
報 告	14 件																		
認 定	12 件																		
提 出	1 件																		
計	71 件																		





区 分	件 名	概 要
県土整備部	三重県道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例案	<p>市町村合併の進展にかんがみ、道路占用料等に関する規定を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる条例において、市町村の合併により市の区域となった区域（当該市町村の合併が行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。）内に係る平成17年度分までの占用料等については、従前の町村の区域を町村の区域とみなすものとする。</li> <li>(1) 三重県道路占用料等徴収条例</li> <li>(2) 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例</li> <li>(3) 三重県河川流水占用料等徴収条例</li> <li>(4) 三重県海岸占用料等徴収条例</li> <li>・その他規定を整備する。</li> </ul>
警察本部	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案	<p>道路交通法に規定する取消処分者講習を受講する者が指定講習機関に納める講習手数料について必要な改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取消処分者講習を受講する者は、指定講習機関に講習手数料を納めるものとする。</li> </ul>



区 分	件 名	概 要
病院事業庁	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案	<p>三重県立総合医療センターにおける駐車場の適正な利用を促進するため、使用料についての規定を整備するものである。 (平成16年3月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県立総合医療センターの駐車場を利用した者に係る使用料を1時間につき100円とする規定を設ける。</li> <li>・外来患者その他病院の長が特に必要と認める者に係る駐車場の使用料について、減免することができるものとする。</li> <li>・その他規定を整備する。</li> </ul>
企業庁	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>雇用保険法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職手当についての規定を整備する。</li> </ul>
警察本部	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案	<p>県民及び滞在者の平穏な生活を保持するとともに、不当な客引行為等を抑止するため、罰則を強化する等必要な改正を行うものである。 (平成16年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粗野又は乱暴な行為として禁止する行為を追加する。</li> <li>・乗車券等の不当な売買行為(ダフヤ行為)として禁止する行為を追加する。</li> <li>・不当な客引行為等として禁止する行為を追加する。</li> <li>・罰則を強化する。</li> <li>・その他規定を整備する。</li> </ul>



区 分	件 名	概 要
総務局つづき	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額 額の改定を行うものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現業職員の給料表を改定する。</li> </ul>
教育委員会	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成15年10月8日 付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、公立学校職員の 給料月額、扶養手当及び住居手当の額の改定、期末手当の支 給割合の改正並びに通勤手当の制度の改正等を行うものであ る。 (公布の日の属する月の翌月の初日(一部平成16年4月1 日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校職員の給料表を改定する。</li> <li>・配偶者に係る扶養手当の月額を引き下げる。</li> <li>・公立学校職員の持ち家に係る住居手当の月額を引き下げる。</li> <li>・期末手当の支給割合を改正する。</li> <li>・交通機関等利用者に係る通勤手当の制度を改正する。</li> </ul>
	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>公立学校職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改 定するものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高等学校等の現業職員の給料表を改定する。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (18件)		
総務局	当せん金付証票の発売について	<p>公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額等必要な事項を定める。</p> <p>○発売総額 平成16年度 154億円以内</p>
県土整備部	住民訴訟に係る弁護士費用の負担について	<p>住民訴訟の勝訴に係る弁護士費用について、地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律第4号)附則第4条の規定により、なお従前の例によるとされる同法による改正前の地方自治法第242条の2第8項の規定に基づき、県が負担するものである。</p> <p>○事件名</p> <p>第一審：津地方裁判所平成8年(行ウ)第9号 損害賠償等請求住民訴訟事件</p> <p>控訴審：名古屋高等裁判所平成12年(行コ)第40号 損害賠償等請求住民訴訟控訴事件</p> <p>上告審：名古屋高等裁判所平成14年(行サ)第23号 損害賠償等住民訴訟請求上告提起事件 最高裁判所平成15年(行ヒ)第4号 損害賠償等住民訴訟請求上告受理申立事件</p> <p>○負担額 1,028,504円</p>
	工事請負契約について	<p>一般国道167号 第二伊勢道路(仮称)2号橋 国補橋梁整備工事(上部工)</p> <p>○工事場所 鳥羽市河内町 地内</p> <p>○契約金額 979,650,000円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約について	主要地方道久居美杉線（須渕B P）緊急地方道路整備（B改良）須渕トンネル工事 ○工事場所 一志郡美杉村八知 地内 ○契約金額 792,750,000 円
	工事請負契約について	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）安濃幹線（第2工区）管渠工事 ○場所 津市江戸橋1丁目地内 ～ 栄町2丁目 地内 ○契約金額 1,032,150,000 円
	工事請負契約について	宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第1工区）管渠工事 ○場所 伊勢市馬瀬町地内 ～ 大湊町 地内 ○契約金額 1,307,250,000 円
	工事協定締結について	一般県道四日市鈴鹿線緊急地方道路整備事業に伴う関西本線河原田・河曲間44k697m付近高岡こ線橋改築工事 ○工事場所 鈴鹿市高岡町 地内 ○契約金額 1,437,000,000 円
	工事請負契約の変更について	一般国道167号 第二伊勢道路（仮称）3号トンネル国補道路改良工事 ○工事場所 鳥羽市堅神町地内 ○契約金額 変更前 1,071,000,000 円 変更後 1,190,696,850 円
	工事請負契約の変更について	一般国道169号 高尾谷B P（仮称）新高尾谷トンネル国補道路特殊改良（一種）工事 ○工事場所 熊野市五郷町桃崎 地内 ○契約金額 変更前 681,450,000 円 変更後 713,625,150 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約の変更について	一般地方道長島港古里線 緊急地方道路整備 (A改良) (仮称海野トンネル) 工事 ○工事場所 (自) 北牟婁郡紀伊長島町中ノ島 (至) 北牟婁郡紀伊長島町海野 地内 ○契約金額 変更前 795,900,000 円 変更後 782,416,950 円
	工事請負契約の変更について	富田山城線 (街路) 緊急地方道路整備 (改築) 工事 (本線上部工) ○工事場所 四日市市東茂福町 地内～大字茂福 地内 ○契約金額 変更前 3,097,356,150 円 変更後 3,152,421,300 円
	工事請負契約の変更について	中勢沿岸流域下水道 (志登茂川処理区) 志登茂川幹線 (第4工区) 管渠工事 ○場所 津市栗真中山町 地内 ～ 大里窪田町 地内 ○契約金額 変更前 1,039,500,000 円 変更後 1,075,588,500 円
	工事請負契約の変更について	宮川流域下水道 (宮川処理区) 宮川幹線 (第2工区) 管渠 工事 ○場所 伊勢市馬瀬町 地内 ～ 度会郡御園村大字新開 地内 ○契約金額 変更前 1,139,286,750 円 変更後 1,131,235,350 円
	工事請負契約の変更について	宮川流域下水道 (宮川処理区) 宮川浄化センター第1砂ろ 過施設 (土木・建築) 建設工事 ○場所 伊勢市大湊町 地内 ○契約金額 変更前 645,750,000 円 変更後 652,320,900 円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>工事委託契約の変更について</p>	<p>中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター建設工事  ○場所 津市雲出鋼管町 地内  ○契約金額 変更前 4,800,000,000 円  変更後 4,775,200,000 円</p>
<p>総務局</p>	<p>損害賠償の額の決定について</p>	<p>一般国道306号道路改築事業において、未買収の道路予定地の着工に係る損害賠償について、損害賠償の額を決定する。  損害賠償額 127,553 円及びこれに対する年5分の割合による金額</p>
	<p>専決処分の承認について  （平成 15 年度三重県一般会計補正予算（第3号））</p>	<p>衆議院解散に伴う総選挙経費の補正を行った。</p>
	<p>専決処分の承認について  （平成 15 年度三重県一般会計補正予算（第4号））</p>	<p>殉職者特別賞じゆつ金の交付に伴う補正を行った。</p>



区 分	件 名	概 要
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年6月10日津市一身田豊野地内の市道において発生した、津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 20,475 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年6月19日四日市市諏訪町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 107,824 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年6月27日南牟婁郡御浜町阿田和地内の駐車場において発生した、捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 121,485 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年7月30日上野市小田町地内の駐車場において発生した、上野警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 127,113 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年3月17日多気郡宮川村天ヶ瀬地内の県道大台宮川線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 35,000 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年3月20日多気郡宮川村江馬地内の県道大台宮川線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 8,106 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年5月19日四日市市東坂部町地内の国道365号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 49,697 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年6月24日名張市安部田地内の国道165号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 378,871 円

